

2021年6月1日

各位

株式会社 神奈川銀行

「未利用口座管理手数料」の導入について

神奈川銀行（頭取 近藤和明）は、長期間ご利用のない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和3年7月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座を対象に、「未利用口座管理手数料」を下記のとおり導入いたします。また、対象となる口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合に自動解約となる取扱いを開始いたします。

なお、2021年6月30日（水）までに開設された普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座には未利用口座管理手数料のご負担はありません。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「未利用口座管理手数料」について

| | |
|--------------|---|
| 対象口座 | 2021年7月1日（木）以降に開設いただく普通預金口座（総合口座含む）、および貯蓄預金口座 |
| 対象条件 | <p>最後のお取引から2年以上、一度もお取引（※）がない口座</p> <p>※当該預金口座のお利息入金を除くお預け入れ、本件手数料の引き落としを除くお引き出し、記帳（記帳がない場合を除く）等。ただし、次の場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該預金口座残高が10,000円以上 ・借入をご契約 ・預かり金融資産（定期預金・投資信託・債券・外貨預金等）のお取引がある。 |
| 手数料 | 年間1,320円（消費税込） |
| 未利用口座に対する取扱い | <p>(1)対象口座のお客さまには、お届けのご住所宛に事前に文書にてお知らせをいたします。</p> <p>(2)お知らせ後、一定期間（約3ヶ月間）経過しても、ご利用またはご解約がない場合には当該口座より手数料を引落としいたします。</p> <p>(3)口座残高が手数料金額に満たない場合、預金残高を手数料金額として引落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。</p> |

※なお、未利用口座管理手数料の導入にあたり、2021年7月1日（木）より普通預金規定、貯蓄預金規定を改定いたします。詳細は別途お知らせいたします。

＜本件に関するお問い合わせ先＞
 神奈川銀行 総合企画部
 TEL 045-261-2641